

## 令和7年度那覇市長賞選定・販売促進事業 仕様書

本仕様書は、令和7年度那覇市長賞選定・販売促進事業（以下「本事業」という。）の業務を実施するにあたり、以下のとおり仕様を定めるものである。

### 1 事業目的

市内事業者が企画開発した商品の中から優良な商品を選定し、那覇市長賞を授与することで、事業者の新商品開発及び販売の意欲喚起を図る。併せて、那覇市長賞の認知度向上を図ることで、本市特産品のブランド力を高め、本市特産品の消費促進及び販路開拓につなげる。

那覇市長賞候補商品の選定については、公募により実施する。なお、市民による推薦も可能とし、潜在的な優良商品の掘り起こしによる事業効果の拡大を目指す。

### 2 業務内容

本事業においては、以下の4つの業務を実施する。

#### (1) 那覇市長賞候補商品の募集選定業務

市内事業者の商品を広く公募し、那覇市長賞及び那覇市長賞候補商品の審査会を行うこと。

##### ① 那覇市長賞候補商品の募集

- ア. 本市内で、那覇市長賞選定要綱（以下「選定要綱」という。）で定める要件を満たす商品（※）、を那覇市長賞候補商品として募集すること。
- イ. 市民より推薦のあった商品やその開発事業者について、選定要綱の要件を満たすものか確認すること。なお、上位10位程度の商品を開発した事業者へ推薦承諾の依頼を行い、応募を促すこと。
- ウ. 募集する際に利用する広報物（ホームページやチラシ、SNS等）では、これまでの那覇市長賞受賞者の紹介やコメントを記載するなどの工夫をすること。

#### ※選定要綱抜粋

（申請資格）

第2条 市長賞としての選定を受けようとする事業者は、次の各号に該当するものでなければならない。

- (1) 本市に事業の本拠を有する事業者で、市税に滞納のないもの。
- (2) 製造について、法令の定めるところにより許可等を必要とする場合は、当該許可等を受けた者であること。
- (3) 過去3年間に食中毒事件等の問題が発生した者ではないこと。
- (4) 申請しようとする法人及びその役員並びに個人が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）、暴力団関係者、その他反社会的団体またはそれらの構成員が経営に実質的に関与していないこと。本市が警察署等に照会することについて承諾できること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立て又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (6) 申請しようとする法人の役員並びに個人に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (7) 本市の指名停止を受けている期間中でないこと。

(選定対象要件)

第3条 市長賞としての選定の対象とする商品は、加工食品、家庭用雑貨その他、特に市長が認める商品であって、次の各号に該当するものでなければならない。

- (1) 市内事業者が開発した商品であること。
- (2) 日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）、食品衛生法（昭和22年法律第233号）、食品表示法（平成25年法律第70号）、計量法（平成4年法律第51号）、家庭用品品質表示法（昭和37年法律第104号）、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）等の関係法令に違反しないものであること。
- (3) 過去に受賞した商品ではないこと。
- (4) 本市の文化や特性を反映する商品またはコンセプトやデザイン等において本市らしい要素があると認められる商品であること。

② 那覇市長賞候補商品審査

ア. 那覇市長賞候補審査会（以下「審査会」という。）を設置すること。

イ. 審査会において那覇市長賞候補商品を審査すること。

ウ. 審査会の終了後、審査員に謝金等を支払うこと。

エ. 審査会の審査員は、5人以上10人以内とし、次に掲げる(ア)～(キ)から偏りなく選ぶこと。また、審査員を構成する男女いずれか一方の委員の割合について、40%未満にならないことを目標とする等、可能な限り男女比に留意すること。

(ア) 生産、製造、加工業関係者

(イ) 小売、卸売業関係者

(ウ) 経済団体関係者

(エ) 商業系専攻学生または調理師専門学校学生

(オ) 食に関する専門家（料理研究家、栄養士、調理師、パティシエ、ソムリエ、フードスペシャリスト、フードアナリストやそれらに準ずる資格を有する者等）または飲食店やホテル等での料理に関する従事歴等が審査員を務めるに相応しいと認められる飲食業関係者

(カ) 市民及び消費者団体

(キ) その他、本事業受託者が特に必要と認めた者

オ. 本市又は受託者（以下「受託者」という。）において、候補商品の品質等に疑義がある場合、審査会実施前後に関わらず、双方協議のうえ、必要な表示・衛生・品質検査等を実施し、その結果等を市に報告すること。

カ. 審査会では選定要綱に沿って、評価・審査を行うこと。

キ. 審査会の結果等を本市に報告すること。

③ 市長賞審査選定委員会運営補助

②の審査会の結果を元に実施する市内の市長賞審査選定委員会において、開発事業者との事務調整や連絡、商品準備等の運営補助を行うこと。

④ 表彰式運営補助

③において選定された商品の開発事業者に対し行う予定の表彰式において、開発事業者との事務調整や連絡等の運営補助を行うこと。

(2) 那覇市長賞及び那覇市長賞受賞商品の認知度向上及び販売促進業務

① 販売促進ツール等の製作業務

那覇市長賞受賞シール（1商品1,000枚程度）、那覇市長賞受賞を示す掲示物等（1商品1～2点）を製作し、那覇市長賞受賞事業者へ提供すること。また、那覇市長賞パンフレット（2,000部程度）を本市へ納品すること。

なお、仕様については、契約後に市と協議のうえ定めることとする。

※シール、ポスター、パンフレットの仕様については、契約後に市と協議のうえ定めることとする。

### （3）追跡調査業務

前回受賞事業者へ受賞商品のヒアリング調査（メール・文書・電話・訪問等）を実施すること。

### （4）事務管理業務

#### ① 実施計画の策定

業務責任体制、業務内容及び事業スケジュール等を示した実施計画を策定すること。

#### ② 業務責任体制の明確化等

本業務の実施に必要な能力、資格、経験を有する業務責任者及び作業者を定めるとともに業務責任体制を明らかにし、契約期間中は、専任の担当者（本市との連絡調整担当者）を配置すること。

なお、業務にあたる者に欠員が生じた場合は、速やかに同等又はそれ以上の経歴を有する代替者を充てられる体制を整えること。

#### ③ 業務進捗状況の報告

業務進捗状況の報告、協議のため、メールや電話・会議を必要に応じて開催すること。

#### ④ 許認可手続き

本業務の実施に必要な法令等の規定に基づく申請や許認可手続きは受託事業者が責任をもって手続きすること。

#### ⑤ ドキュメント類の整備と保存

本業務で使用した帳票、図画、写真、議事録等のドキュメント類は、整理保存すること。

#### ⑥ 業務分析報告

イベント等の実施時のアンケート調査を含め、本業務の実施内容について分析を行い、課題や今後の展開等に関する提案を報告書に記載すること。

#### ⑦ 業務完了報告

本業務が完了したときは、次に掲げる成果物を速やかに本市に報告及び提出すること。

ア. 事業完了報告書（正本1部、電子ファイル） ※経費明細書を含む

イ. 那覇市長賞のPRツール（ポスター・チラシ等の現物 各1組）

ウ. 那覇市長賞受賞シール・掲示物等・パンフレット（一式）

エ. その他、本事業において制作したもの

## 3 成果目標

（1）那覇市長賞申込件数：17件以上

（2）令和7年度那覇市長賞受賞商品の翌年の販売実績（金額）前年比10%増

※成果目標については次年度評価するが、目標達成を目指す取り組みを行うこと。

## 4 業務実施における留意事項

### （1）仕様書の内容について

本仕様書に記載されている業務内容は、企画提案のために設定したものであり、本契約時の仕様書とは

異なる場合がある。

(2) 資料の提出及び説明等の協力について

本業務は沖縄振興特別推進交付金（以下「一括交付金」という。）を活用するものであり、交付金の適正な執行を確認するために本仕様書に定める成果物以外にも、必要に応じて資料の作成等を求める場合がある。その際は求めに応じて積極的に協力すること。

(3) 経費対象及び帳票取扱

本業務の実施に係る一切の経費（調査費、消耗品費、通信運搬費等）は契約金額に含む。また、経費支出における見積書、契約書、納品書、請求書等の支出関連帳票は、本市からの照会対応として契約期間終了後5年間は整理保存すること。

なお、経費支出については、一括交付金の制度対象とならない場合があることから、疑義がある場合等は必要に応じて本市に照会すること。

(4) 契約不適合責任

本事業における請負業務に関しては、契約不適合責任が生ずる。

(5) 業務適用範囲の確認

本仕様書に記載のない事項であっても、社会一般に実施される業務項目は本業務の範囲とする。なお、当該項目について疑義があるとき、受託者は本市と協議することができる。

(6) 個人情報の取扱い

本業務の実施にあたり、収集した個人情報等については、適正な管理のもとで取り扱い、本業務の目的以外には使用しないこと。

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。業務終了後においても同様とする。

(7) 業務の再委託

受託者は業務の一部を第三者に再委託することができる。その場合は、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて本市へ報告し、承諾を得なければならない。

(8) 業務成果の帰属等

① 取得財産及び著作権の帰属

本業務で取得した全ての財産は、原則として本市へ帰属するものとする。また、本件業務の実施により生じた著作物に関する全ての著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）は、本市へ帰属する。ただし、受託者または第三者が従前から保有していた著作物の著作権は除く。

② 著作権等の処理

第三者の著作権その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任と費用をもって処理するものとし、本市は責任を負わない。

(9) 安全の確保及び報告

イベント等の実施時には、規模に応じたイベント保険等に参加するとともに、会場及び設備並びに来場者の安全を確保すること。また、事故等が発生した場合は速やかに対応し、対応状況を本市へ報告すること。

(10) 双方協議

本業務の実施にあたり疑義等が生じた場合は、本市及び受託者双方協議のうえ決定する。